シリーズ 抗う人 ⑦

原発訴訟で、五年前に住民勝訴判決を言い渡した裁判長がいた。司法と原発を問う。 原発は巨大な利権。 住民は民主主義の最後の砦―司法にと望みを託すが住民敗訴の連戦連敗。 ただ一回だけ商業用

法 0) 原 発 責 任を 問う 謙

ジャーナリスト 西村 秀樹

【商業用原発訴訟で唯一の住民勝訴】

んだ裁判官の中央で黒い法衣姿の裁判長が落ち着いた声で陸電力志賀原発裁判が判決日を迎えた。法廷正面、三人並○○六年)の三月二四日、お城の隣、金沢地方裁判所で北北陸の春は遅い。三月の金沢はまだ肌寒い。五年前(二

炉を運転してはならない」。 「主文。被告 (北陸電力) は、志賀原子力発電所二号原子 判決文を読み上げる。

て待ちに待った判決だ。商業用原発で日本初の住民勝訴判一瞬、傍聴席がどよめいた。原発周辺住民ら原告側にとっ

決である。

――原発の運転差し止め判決を言い渡した裁判長は、福島新たな人生を踏みだした井戸を滋賀県の事務所に訪ねた。を言い渡したのか。今年春に裁判官を辞め、弁護士として裁判長の名前は井戸謙一。なぜ原発運転の差し止め判決

たのかというのが第一印象です。 井戸:(原発事故を) 危惧していましたが、こんなに早かっ原発事故のとき何を考えましたか?

た。テレビは確かに建物から煙がでて爆発した映像を繰り震災の翌日(三月一二日)、福島原発一号機が爆発しまし



で行動を決めろ」とメールを送りました。家族全員に「こうなった以上は、各人が自分で考え、自分が損傷したチェルノブイリ事故の再来だと直感しました。気爆発がおき、原子力建屋だけでなく内部(原子炉本体)返し放送しているのに、政府は何も発表しない。私は水蒸返し放送しているのに、政府は何も発表しない。私は水蒸

爆発だし、原子炉本体ではなくて建屋でした。 結果的には、水蒸気爆発ではなくて燃料溶融による水素

【ジャーナリスト志望】

線長の久保山愛吉が死亡。 合格した(一九七五年)。 され在学中から司法試験の受験勉強にいそしみ、二一歳 東京大学に進学する。 ジャーナリスト志望であった。大阪・堺の三国丘高 は小中学生のころから強く、新聞記者本多勝一にあこがれ 国会に提出(三月三日)、日本の原子力開発元年にあたる。 アメリカの水爆実験をビキニ環礁沖で被曝(三月一日)、 の原子力開発にとって象徴的な意味をもつ。 井戸謙 井戸の父親は国鉄労働者。父親の影響か、社会への関心 は一九五四年三月大阪生まれ。この年月は日本 司法試験に挑戦する友人たちに励ま 中曽根康弘らが原子力予算案を 第五福竜丸が 校 無

裁や大阪高裁判事を経験した。九三年、職務代行で大阪高一九七九年四月、神戸地裁判事補を振り出しに甲府地家

じゃ行きましょうか」と淡々と法廷に向かう。 を見てすごく感動したとい 7 裁 判 判 いつもより早めに登庁したら、 決を書いた経験をもつ。判決日、 事の陪席の主任判事として参議院選挙の定数訴訟で違 裁判長が「時 違憲判 決 なので気 その後ろ姿 間ですね。 負

ト上で利用することはプライバシーの保護を認めた憲法 基ネット つ 議し良心に照らした判決を書けばよい Ó 金沢地 判決は予断をもたず主張と立証を吟味し裁判官三人で合 判決を言い からの 一裁の部総括判事時代、井戸はここで国策に抗う二 離脱を求 、 渡 す。 め つは住基ネットの違憲判決。「住 ている原告らの情報を住 のだと痛感した。 基 ネッ

【原発運転差し止め判決】

三条に違反する」との判決を言い渡した。

号機を着工、続いて九九年二号機を着工した。で、能登半島の中部西側、志賀町に一九八三年志賀原発一九つある電力会社の中で最も遅く原発に着手した電力会社、北陸電力は、未だ原発を保有しない沖縄電力を除けば、

差し止めを求める民事訴訟を起こし、七年後、判決日を迎一九九九年、周辺住民が原告となって、建設(のち運転)

み重 えた。 三月一五日営業運転を開始した。 たものの、 力は新しい指針が発表されればそれに従うと裁判で表明し を作る作業中に、志賀原発訴訟が進行した。 定され、阪神大震災(九五年)の経験を受けて、 被ばくする蓋然性があるといわざるを得ない」と結論づけた。 もある」。「本件原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を 護が有効に機能するとは思えない。 失さまざまな故障が同時に発生する可能性が 喪失、非常用電源の喪失。 決はこうだ。「想定を超える地震が起きた場合、外部 大事故がみごとに予見されている。 番の 三・一一で私たちが目の当たりにしたフクシマ原発 そもそも国の耐震設計審査指針は一九七八年に初 ね 争点は、 井 判決日は運転開始から九日目だった。 戸 工事を裁判中も休むことなく進め、 謙 玉 裁判長は三人の合議 の耐震設計 配管の破断、 :審查指針 北陸電力は既成事実を積 前提条件を説 炉心溶融事故 の末、 の妥当性 冷却材の減 結論を出 被告 高 判決の直 新し である。 ζ, 明 0 の 分する。 い指 可能 多重 北 8 電 少、 ī 陸電 Ź の重 源 た 前 策 性 防 喪 判 0

慮し よって、 賀原発二号機の耐震設計には、 模に過ぎる。 判 てい 決 の骨子はこうであった。「北陸電力(被告) 被告の想定を超えた地震動によって本件原発に事 ない。 ウ 考慮すべき邑知潟断 基準地震 震動 の想定方法に妥当 ア. 直下地 層帯による地 震 の想定が小規 性 による志 が ない

性があることが認められる。 故 である」。 功しなかっ が 起こり、 たから、 原告 (住民ら) が上記被曝をする具体的 上記の具体的危険があると推認すべ これに対する被告の反証 には成 可 き

能

【争点は原発の耐震指針】

して煮詰まって行きましたか。 指針に従 住 民は原発の運転差し止めを請求、 ζ.) 許可を受けての設置だ」と反論 電力会社は「国 何が争点と 0

井戸 L については決め手に欠けた。 題におよびました。 がんばってやられたと思いますが、耐震性以外の 、: 争点は耐震性の問題だけではなくて、い 原告側はそれぞれの点に 耐震性以外の論点 いろい ついて立 につい うな間 いては 争点 証

としました。

結局、 耐震指針がポイントでしょうか

(運転差し止めの)決断には至りませんでした)

井戸:もともと従来の耐震指針が時代遅れだという住 もなるほど」と理解できる点が多々ありました。 61 0 って安全だとは言えないとの主張がありました。「それ 主張があって、たとえ旧耐震指針に適合してい るからと 良側

が 1 う問題があって、 おきるとして、どの程度の規模の地震を想定すべきかと それと活断層が確認されていないけれども、 活断層が未確認の場所で直下型地震が 直 下 Ó 地 震

> えていたところですが(実際はそうではなかった)。 がある」という結論を出せたのかどうか、そのあたりは おきたケースが日本各地で起きていた。それだけで「問 題

決め手になったのは何ですか

井戸 潟断層帯が動けば、マグニチュード(M)7・6程度」と結 査結果です。 :政府の地質調査研究推進本部、 志賀原発近くの活断層の評 地質調査委員会 価を変え、「 邑 0

知 調

層 知潟断層帯四四キロメートルが全体として動くことは 論を出しました。 (せいぜい八キロ にもかかわらず、 メートル) が動くことはあっても、 北陸電力は、 個々の 邑 断

外の重力加速度を観測しました。 指針では問題があることが判りました。 もう一つ、宮城 県沖地震により東北電 そうなると、 力 女川 従 原 来の 発で想定 耐

この二点が、背中を押しましたね。

て(北陸電力側が)十分説得力のある反論がなされな 説得力のある反論がなされませんでした。この論点につ 電力に反論を求めましたが、まあ、まともなとい 耐 一震性の問題は重要な論点なので、その点について北 います ζj 以

発表した論文『原発震災』は説得力がありましたか (住民の勝訴と) 地震学者の石橋克彦さんが一九九七年雑誌 決断せざるをえないと考えました。 「科学」で

上

書証として提出されました。 石橋さんは証 井 言 • • ζJ よいよ、 人にでていません、 核心部分ですね もんじゅ (苦笑)。 裁判での 志賀原発訴 証 言 訟

が で

ける有力な証拠となったと思います。 原発と地震を考える上で、石橋論文は原告の主張を裏付

判 決前、 真冬に汗が噴き出て眠れず】

1/2 5 義務づけられています。 判 の差し止 断が求められますが 原子力は国 め 請求を、どうバ 『が推進。 裁判所はこうした公共性と住 地域独占の電力会社は電力 ランスをとるのか、 むつか 供 民か 給 を

といえばなんですが、受忍の限度内と判断しました。 井 積したとき、どの程度の健康被害かという問題はその わ れます。 言 理屈の上では受忍の許容限度内の被害かどうか 平常運転にお いて外部に放出される放射 能 程 が問 が 度 累

の被害、 はとうてい一か のトラブルしか想定していません。 命、 「内とは言えないとの結 かし耐震設計の問題では、 身体というのは 多重事故の際 所のトラブルですむとは思えません。 の被害の甚大さを考えれば、 番大切なものですから、受忍の 論に達したのです。 電力会社は が想定を越えた地 地 震 の際、 人間 最悪 震 単 範 0 で

苦渋の選択と、 推察しますが 生

井

井戸 できませんが、 .. 判決は裁判官三人の合議です。 合議 の結果があの「 「運転差、 合議 し止 0 中 身は 8 ٤ お 話 (J う

判決です。

思い悩むこともなくなりました。 結論はこれしかないと心を決め、 的な反響を考えると、真冬なのに体中汗が噴き出て眠れな す。 いことも一回や二回のことではありませんでした。 金沢で過ごしていました。 の許に帰るのですが、 判決言い渡しの二か月くらい前が一番思い 週末はいつもなら赴任地の金沢から、 あの判決を書き上げる時期 ζj ま思い 判決の直前になったら、 返すと、 滋賀県 判決後 悩んだ時 は 下 週末も の社会 0 でも、 家族 期

井戸 くれました。長男も「い は学生時代からの交際が実を結んだ恋女房である)。 から」と、大人びた反応でしたね(ちなみに、井戸 したが、三男は「どうせ上級審で判決はひっくり た。妻は「いい判決だったわ。 • • 判決後、ご家族の反応はいかがでしたか? 金沢の新聞などには裁判官の写真も大きく 実、北陸電力は高裁に控訴し、 い判決だった」と励ましてくれま 惚れ直しました」と言って 載 の妻順 返るん りまし だ 子

井戸 れましたから、その要素が大きいと思います。 原発 の耐震指 針 が 審判決後の二○○六年に改訂さ 逆転

事

控訴審の

判

決

は

住

民

敗訴でしたね

ると世 間 策に抗う判決を出すと、 ではよく言われますが、いかがでしたか。 判事は懲罰人事で左遷され

井戸 う評価するかはともかく、冷遇されたとは思っていません。 裁の部総括判事を経て大阪高裁判事ですから、世 なぜ判事を辞めたのですか 金沢 地 裁 の部 総括判事の後の人事異動先は、 蕳 2様がど 京 都 珊

思ったからだ。

かりの今年四

月、

早くも

原

裁

事と簡裁判事の七○歳を除けば、六五歳)を待っていると 井戸:もともと弁護士志望でした。 判事の定年 ら、三・一一とは関係ない理由で判事を辞めたのです。 L 弁護士活動が充分できなくなるのではと危惧し、 合い昨年秋に判事を辞めることを決断しました。ですか 最 家族と話 高 裁判

【偶然から必然へ、三・一一で人生を変える】

1/2

どの裁判官が担当するか、 戸自身が 認めているように、 井戸が担当したのはまったくの 北陸電力志賀原発訴訟を

その偶然を井戸は 「必然」に変える。

偶然の結果である。

勝 命を受け入れようと思いました」と語る。 訴判決を出 三・一一をきっかけに井戸の人生が変わっていく。 した元裁判官で、 原発に詳し V 2 原発訴訟で住民 井戸 に弁護 運

の直後、 東京のテレビ局からインタビュ 1 0 取

てほしい

との要請が来た。

その運命を選ぶ

材申 た。 のに、一人だけクローズアップされるのは本意ではな ときの金沢地裁の二人の裁判官に連絡をとり、 合議による判決で、たった一人で決めたわけではな し込みがあったとき、井戸は志賀原発の判決を出 了解を求 した 8

ちらこちらからの市民集会への講演依頼があると、 世間から色メガネで見られることに警戒心があると語っ な判決を言い渡したのだと、 だわけではない。三・一一から二か月目の五月の連休 帳を手に語った。少しずつ心境が変化していった。 あれば引き受けるようになりました」 と日程の詰まっ ろにインタビューしたときは、「あんな裁判官だから、 判で住民の代理人になってほ た。 そうはいっても、井戸は人生を変える途を一直線で進ん 弁護士一年生になったば それから四か月、九月上旬のインタビューでは、「あ 思われたくないんです」と、 しいとの要請が二つ 続 可 د يا 能 た 7

【フクシマと若狭を舞台に裁判】

台。 井 二つめは福井・ 戸 が引き受けた仮処分申請のうち、 若狭の原発が舞台だ。 つ は 福 島 が

郡山 市 つめを説明する。 内の小中学生 四人が、 六月二 四日、 郡山市教育委員会を相手に 福島地 裁郡 山 支部

8 放射性線 る仮処分を申 量 が基準値を下 請 回るまで学校ごとの学童疎 開 を求

的義務を負う」と、 「早急に小中学校を危険区域外に移転して設置すべ いわゆる学童疎開を求めた。 き法

ちの健康を案じ、安心安全を求める気持ちは強い ニ核戦争の形相を示してい 業に従事する労働者たちの白い防護服など、 フクシマ原発に対するフランスやアメリカの対応や修復作 子力安全・保安院が発生後数か月経ってようやく認め シウム一三七換算) 今回のフクシマ原発事故で外部に漏れた放射 はヒロシマ原爆の一六八個 る。 福島 の母親たちが子どもた フクシマはミ 性 分だと、 物質 セ 原

る市民 湖を守れ」という仮処分申請の趣旨はこうだ。 期点検中の もう一つの仮処分申請は、八月二日、滋賀県下に居 一六八人が、関西電力に対し、 原発七基 の再稼働禁止を求めた。「 福井県若狭 生 命 地 と琵琶 方で定 住 す

まで、 発の技術基準を定める通産省令』が改定され、 故原因を解明した上で、『原発の安全設計審査指 |針および技術基準に適合したとする定期検 耐 債 震設計指 務者 七基の 翼 再稼働をさせてはならない」と。 |針』||原発の安全評価 西電· 力 は、 玉 によって、 に関する審査 福 島第 査 新安全審 が完了する 指針 針 原 一原 発 \mathcal{O} 査 原 発 事

つまり新しいスタンダードができるまで、古い

基準で建

 \mathcal{O}

て控えめな要求 設された七基 の であ 原 発再稼働 る を禁止 してほ L ζJ <u>ک</u> دیا . う、 極 め

受け 初め 争う意志を固 分が認められない 井 ての いたが、 戸 謙 司 一ら滋賀県下の八人の弁護士が 法 今度の仮処分申請は、 [めてい の場での 場合は、 る 争いとなっ 本訴にもちこみ、 た。 フクシマ原発事 井戸ら弁護 訴訟代理人を引き 裁判で堂々と 士は仮 故以降 処

原発訴訟は 連戦 連 敗

が、 た。 運動が盛り上がりを見せる。 全論争が巻き起こり、新規建設予定地 からだ。一九七○年代に入り、 や福井県に原発が建設される時期、 一九六○年代、茨城県東海 九 原子力が夢 五四年 が 日 のエネルギー 本 の原子力開 だ」と多く 原発の危険性 村 発元年だとすでに述 に研究用原子 地元から の周 0 辺住! 人が の誘致 をめぐって 民 炉、 信じてい いから 福島 が るあ ベ 安 た た 県

住民 発訴 告を棄却 紹介したとおりだ。 東 初 訟だ。 海第二 め へ理論的な支援を行ったことは、 ての原発訴訟は、一九 九二年 一原発 京都大学原子炉実験所の (提訴七三年一〇月)。 一〇月)、 その伊方原発訴訟は最高裁が原告 以後、 七三 住民訴訟 年、 ŲΣ 四 前回 わ 訟は連戦 玉 ゆる熊取六人組が 原 の「抗う人」 発伊 連 方 敗だ。 号 で 原

高速増殖炉もんじゅ(提訴八五年九月)。
女川原発一号機、二号機(提訴八一年一二月)。
伊方原発二号機(提訴七八年六月)。

志賀原発一号機(提訴八八年一二月)。泊原発一号機二号機(提訴八八年八月)。

福島第二原発三号機(提訴九一年四月)。志賀原発一号機(提訴八八年一二月)。

柏崎原発一次提訴(七九年)、二次提訴(八〇年高浜原発二号機(提訴九一年一〇月)。

島根原発一号機、二号機(提訴九九年四月)。志賀原発二号機(提訴九九年八月)。

受け、 材の液体ナト のナトリウム漏れ ターニングポイントとなったのは、高速増殖炉もんじ 名古屋高裁金沢支部はもんじゅ設置許可の無効確 リウムが の事故だ。 漏 れ 炎上する事故 初臨界からわずか一年、 九九五 年 冷 認 却

六年に住民勝訴の判決が言い渡された(もちろん裁判長は商業用原子炉では、北陸電力志賀二号機訴訟で、二○○三年一月。のち最高裁で住民側が逆転敗訴)。

志賀原発訴訟ののちも、中部電力浜岡原発一号から四民側が逆転敗訴、最高裁は住民の上告を棄却。

号

ただし志賀原発訴訟では書証が千点を超し、

なか

に

は

本

井戸

謙

一である)。

しかしその志賀原発訴訟

は控訴審

で住

ます

から、

私のような素人でもきちんと論点整理をし

ヤ

ッジできると思いました。

はなく、ずっと住民側敗訴が続いている。差し止め訴訟が続くが、住民勝訴判決が言い渡されたこと機(提訴二○○二年四月)など原発の建設(あるいは運転)

ぐる裁判が相次ぐ。クポイントである放射性廃棄物や核燃料サイクル事業をめクポイントである放射性廃棄物や核燃料サイクル事業をめイレのないマンション」と揶揄される原発の最大のウィーこの他、被曝した原発下請け労働者の労災認定裁判、「ト

低レベル廃棄物埋蔵事業(提訴九一年)。ウラン濃縮事業許可無効確認訴訟(提訴八九年七月)。

年)。こちらも住民敗訴の連続である。 高レベル廃棄物貯蔵事業の許可取消し訴訟 (提訴九三

【なぜ住民側は原発訴訟で負けるのか】

井戸 年。 はい はいろいろ工夫をして、争点について説得力ある立証をし 争われました。ですから、住民の代理人の弁護士さんたち 以来、たくさんの原発訴訟があちらこちらの :日本初の住民訴訟の伊方原発訴訟の提訴が一九七三 わば素人です。 原子力開 発は高度に専門的な工学技術 裁くことは困難だと思いません ですが、 裁 判 裁判分 か 所 官

n ています 冊まるのまま提 出されると、 参りましたね。 時 間 は 限 5

-なぜ住! 民側は原発裁判で負けるのですか

井戸:私には分かりません (苦笑)。マスコミの方からイ たかもしれません る裁判官には、そのことが影響を与えたということはあっ 子力開発に対して強い意思を示していますので、 た判断ができないことになってしまいます。 すぎると、現場の裁判官は、自分が正 0 て判断がバラバラでは、 に沿って判断しようとする傾向があります。 ンタビューを受けると、その質問を受けるので困ります。 ためには必要なことです。 裁 判官の中には、 裁判例の支配的傾向や最 社会も困りますから、 しかし、その しいと信じる思 傾向が 裁判官によっ 最高裁は、 高裁の考え方 社会の 慎重す 強くなり 安定 切 ź 原 つ

み、

警察官に逮捕されるシーンだった。

NATO基地への核兵器配備に反対し

抗

議

0

ため

座

り込

丙

0

番びっくりしたのは、ドイツの裁判官がドイツ国

な

日独裁判官物語

V 浮かべずにはいられない。 '法と原発」を考える上で、 わたしはドイツの実例を思

製作した映 きの驚きをいまでも鮮明に覚えている。 司 法 九九九年、 度 「改革」 画 日 刑事事件での裁判員制 が 独 議論され 裁 (判官物語) た際、 () 弁護士らがカンパ 桐直樹 度や法科大学院 監 督) を見たと して など

> ○○件を超す一方で、日本ではそれほど多くは とともに民主的な社会を作っていこうとする姿勢である。 の裁判官はスクー まで書 日本の 裁 もっとびっくりするのは違憲判決の件数でドイ 判官一人当たりの事件件数 証調 裁判官が宅調といって自宅でも朝早くから夜遅 査 や判 ターで裁判所に通勤し、 決文作成に追わ は、 れるのに対して、 日本はドイツ どこまでも市民 ́ の 二 ۴ ツは五 イ 'n

す。 から任官を拒否され、 が司法修習生を裁判官に任官や再任しないケー 由」が幅広く認められている。 ۴ 箕面忠魂碑訴訟の原告を両親にもつ神坂直樹が 青法協 イツではナチス時代の反省から裁判官にも「内心 (青年法律家協会)のケースを含め五〇人を 裁判を闘 ったのは記憶に新し 方、 日本では最高裁判 ・スが 最 毎 年続 高 0 越 É 裁 所

や裁判を行い、 年代から近くの原発建設計画に対し、 1/2 アメリカはいまなお原発を推進する。 イツと 森が酸性雨 F, イツ南西部のバーデン=ヴュルテンベル イタリ アは で枯れ つい 共 に原発計 に脱 かかったことをきっかけに、 原発を決めた。 画を州政 市民が大規模なデ 府はあきらめた。 違いは核兵器の保有 方、 ク州では、 フランスや 九七〇 ۲, 黒 七

番の違いではないだろうか。本とドイツだが、司法が市民に開かれているかどうかが一の有無だ。日本にも核保有疑惑をもたれる由縁だ。その日

【司法の原発責任】

える「原発大国」になったのか。ヒロシマ・ナガサキの被爆国日本が、なぜ五四基をかか

それは原発が巨大な利権だからにほかならない。

ムラ」の実態だと思う。ま新書)。わたしはこれに司法を加えた六角形が「原子力クションライターはいう(山岡淳一郎『原発と権力』ちくアを加えた五角形の『ペンタゴン』体制だ」と、あるノンフィ「政界、官界、財界の『鉄のトライアングル』に学界、メディ

利権のゴールキーパーだ。司法が利権を守ってきた。決を除けば、原発裁判は住民側の二○連敗だ。司法が巨大決を除けば、原発裁判は住民側の二○連敗だ。司法が巨大日本では志賀原発の金沢地裁判決、もんじゅの控訴審判

判の本質は巨大利権との闘いだという。あたる、浜岡原発差止訴訟の弁護団長、河合弘之は原発裁あたる、浜岡原発差止訴訟の弁護団長、河合弘之は原発裁井戸謙一ら若狭原発の再稼働禁止仮処分申請の先輩格に

岩盤にあたることはありませんでした。いわば『権力のコは、日本の戦後責任に対する追及ではありますが、大きな「いままで私がやってきた中国残留孤児の国籍取得など

して、様々なところから攻撃がくるのです」と述べている。 民は、民主主義最後の砦・司法に希望を託すほかない。 て原発を推進する中、原発に反対する周辺住民や都会の なった」 という (『月刊マスコミ市民』二〇一一年九月号) 。 分の地元でも原発事故が起きたら大変だ』と思うように したが、フクシマ原発事故の過酷な実態を見た裁判官は『自 という。「『おおげさなことをいう変な人たち』『ありもしな 構造側の人々の敵意と憎悪に向き合わねばなりません。 反原発闘争のような大きな利権に対する闘いは、その利権 アと関係ないところ』での闘いだったからです。 いことを「来るぞ、来るぞ」という狼少年』と思われてきま 司法の原発責任は大きい。政治家と官僚が「国策」とし しかし三・一一をきっかけに裁判官の顔つきが変わった しか そ 市

を作るのか、日本の民主主義そのものが問われている。
原発の問題は工学的な問題だけではない。どういう社会働禁止」を求める裁判が、司法のいまを厳しく問いつめる。司法は市民の生命と暮らしをどう守るのか。原発の「再稼司法の原発責任の問題は、決して過去の問題ではない。

にしむら・ひでき

波現代文庫)、「大阪で闘った朝鮮戦争~吹田・枚方事件の青春群像」(岩波書店)一九五一年生まれ。ジャーナリスト。著書に『北朝鮮抑留~第十八富士山丸事件の真相』(

(文中敬称略